

事業内容

※平成15年度から実施

- 母子家庭の母及び父子家庭の父等に対し、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供等までの一貫した就業支援サービスや養育費の取り決めなどに関する専門相談など生活支援サービスを提供する事業。

《令和元年度》

- 実施か所：116か所
- 相談件数：87,241件
- 就職件数：3,891件

都道府県・指定都市・中核市

一般市・福祉事務所設置町村

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

支援メニュー

就業支援事業

- ・就業相談、助言の実施、企業の意識啓発、求人開拓の実施等

就業支援講習会等事業

- ・就業準備等に関するセミナーや、資格等を取得するための就業支援講習会の開催

就業情報提供事業

- ・求人情報の提供
- ・電子メール相談等

養育費等支援事業

- ・生活支援の実施
- ・養育費相談の実施等

在宅就業推進事業

- ・在宅就業に関するセミナーの開催や在宅就業コーディネーターによる支援等

面会交流支援事業

- ・面会交流援助の実施等

相談関係職員研修支援事業

- ・相談関係職員の資質向上のための研修会の開催や研修受講支援等

広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

- ・地域の特性を踏まえた広報啓発活動や支援施策に係るニーズ調査の実施等

心理カウンセラー等配置

(2) 一般市等就業・自立支援事業

- 母子家庭等就業・自立支援センター事業の8つの支援メニューの中から、地域の実情に応じ適切な支援メニューを選択して実施

※ 面会交流支援事業については、平成28年度から一般市等就業・自立支援事業のメニューに追加。

- ・「地域生活支援事業」を「養育費等支援事業」と改称し、弁護士による離婚前を含めた養育費確保のための法律相談などを実施する。（平成28年度から）
- ・「管内自治体・福祉事務所支援事業」を「相談関係職員研修支援事業」と改称。（平成28年度から）
- ・ひとり親家庭の親に対し心理面のアプローチも考慮した就業相談を実施する。（令和3年度から）

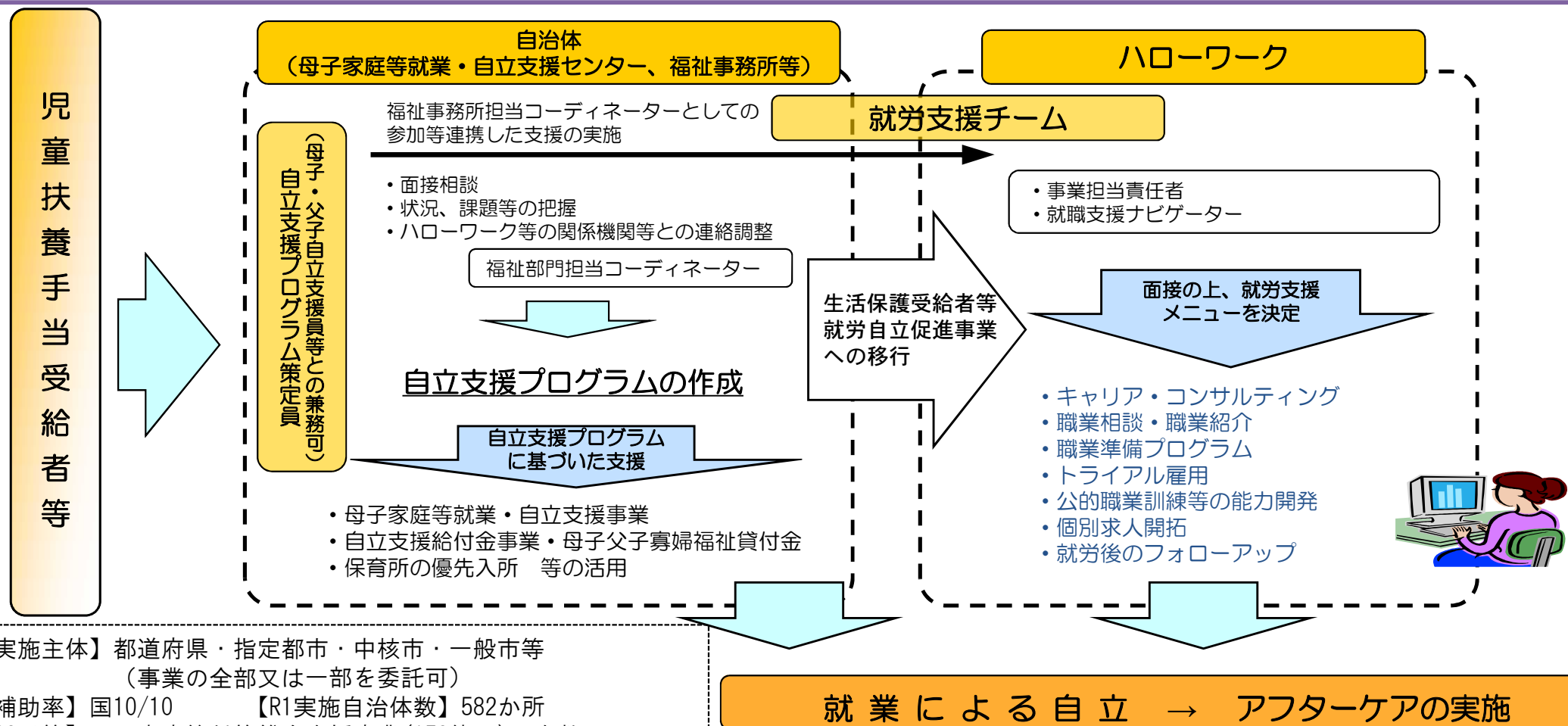
【実施主体】 (1) 都道府県・指定都市・中核市
(2) 一般市・特別区・福祉事務所設置町村
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国1/2、都道府県・指定都市・中核市・一般市等1/2

【R3予算】 母子家庭等対策総合支援事業(158億円)の内数

事業内容

- 福祉事務所等に自立支援プログラム策定員を配置し、児童扶養手当受給者等に対し、①個別に面接を実施し、②本人の生活状況、就業への意欲、資格取得への取組等について状況把握を行い、③個々のケースに応じた支援メニューを組み合わせた自立支援プログラムを策定し、④プログラムに沿った支援状況をフォローするとともに、⑤プログラム策定により自立した後も、生活状況や再支援の必要性を確認するためアフターケアを実施し、自立した状況を継続できるよう支援を行う。
- また、母子・父子自立支援プログラムと連携して就労支援を行うため、ハローワークに就職支援ナビゲーター等を配置し、ハローワークと福祉事務所等とが連携して個々の児童扶養手当受給者等の状況、ニーズ等に応じたきめ細かな就労支援を行う生活保護受給者等就労自立促進事業を実施する。



【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・一般市等
(事業の全部又は一部を委託可)

【補助率】 国10/10 【R1実施自治体数】 582か所

【R3予算】 母子家庭等対策総合支援事業(158億円)の内数

【R1実績】 自立支援計画書策定件数：5,041件 就業実績：3,078件

目 的

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において1年以上（※）のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
※6月以上に拡充。【令和3年度限りの時限措置】

対象資格・訓練

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において1年以上（※）修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例（※）》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師 等
※6月以上の訓練を通常必要とする民間資格（デジタル分野の資格や講座（Webクリエイター、CAD、LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など）の取得の場合も新たに給付対象として拡充。【令和3年度限りの時限措置】

支給内容

【支給対象期間】修業する期間（令和元年度より上限3年→上限4年に拡充）

※准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合や、4年以上の課程の履修が必要な養成機関で修業する場合には、4年間の支給を可能とする。【令和3年度から拡充】

【支給額】月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）

令和元年度より、修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】国3／4、都道府県等1／4

【R3予算案】母子家庭等対策総合支援事業（158億円）の内数

支給実績《令和元年度》

【総支給件数】7,348件（全ての修学年次を合計）

【資格取得者数】2,855人（看護師 1,212人、准看護師 1,016人、保育士 162人、美容師 103人など）

【就 職 者 数】2,121人（看護師 1,035人、准看護師 603人、保育士 137人、美容師 72人など）

※本給付金のほか、入学時の負担を考慮し、養成機関での訓練修了後に高等職業訓練修了支援給付金（5万円（住民税課税世帯は25,000円））を支給。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

別添 4

※平成27年度から実施

目 的

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者

貸付額

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付
 - 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付
- ※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

貸付金の返済免除

- 貸付を受けた者が、養成機関の修了から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間引き続きその職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

実施主体等

- 【実施主体】①都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
②都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）
- 【補助率】①の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
②の場合：定額（9／10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担

貸付実績《令和元年度》

【入学準備金】1,290件
【就職準備金】 889件

子 発 0 4 1 6 第 1 号
令和 3 年 4 月 1 6 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令の公布について

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 141 号）が、本日、別紙のとおり公布され、令和 3 年 4 月 23 日から施行されることとなっています。改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の概要

- 母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金について、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに養成機関において修業を開始した受給資格者に対しては、当該受給資格者が、就職を容易にするために必要な資格を取得するため養成機関において 6 か月以上修業する場合に支給すること。
- 1 の場合であって、養成機関における課程の修了までの期間が 12 か月未満であるときに支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金の額について、次の（1）又は（2）に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該（1）又は（2）に定める額とすること。
 - 受給資格者及び当該受給資格者との世帯に属する者が高等職業訓練促進給付金の支給の請求をする月の属する年度分の市町村民税が課されない者 養成機関における課程の修了までの期間について月額 14 万円
 - （1）に掲げる者以外の者 養成機関における課程の修了までの期間について月額 11 万 500 円
- 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金について、受給資格者が、養成機関において 1 年以上の課程を修了した者である等の場合に、当該受給資格者に対し支給するものとされているところ、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに養成機関において修業を開始した受給資格者については、養成機関において 6 か月以上の課程を修了した者である等の場合には、当該受給資格者に対し支給するものとすること。
- その他所要の改正を行うこと。

第二 施行期日

これらの改正は、令和 3 年 4 月 23 日から施行すること。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和三年四月十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

政令第四百一十一号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第三十一条（同法第三十一条の十において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

第三十一条の四の二中「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改める。

附則第三条中「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改める。

附則第八条第一項中「平成三十一年十一月一日から平成三十二年一月三十一日まで」を「令和元年十一月一日から令和二年一月三十一日まで」に改め、同項第一号中「平成三十一年七月三十一日」を「令和元年七月三十一日」に改め、同項第三号中「平成三十一年八月分」を「令和元年八月分」に改め、同条第三項中「附則第八条第二項」を「附則第九条第二項」に、「附則第七条第三項」を「附則第八条第三項」に、「附則第八条第一項」を「附則第九条第一項」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第七条第一項中「平成三十一年十一月一日から平成三十二年一月三十一日まで」を「令和元年十一月一日から令和二年一月三十一日まで」に改め、同項第一号中「平成三十一年七月三十一日」を「令和元年七月三十一日」に改め、同項第三号中「平成三十一年八月分」を「令和元年八月分」に改め、同条第二項中「平成三十一年十一月分」を「令和元年十一月分」に改め、同条第九項中「附則第七条第五項」を「附則第八条第五項」に、「附則第七条第三項」を「附則第八条第三項」に、「附則第七条第一項」を「附則第八条第一項」に改め、同条を附則第八条とし、附則第六条の次に次の一条を加える。

（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

第七条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに第二十八条第一項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同項及び同条第三項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二十八条第一項中「一年」とあるのは「六月」と、同条第三項第一号中「最後の十二月」とあるのは「最後の十二月（その期間が十二月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」とする。

（令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに修業を開始した受給資格者に支給する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等に関する特例）

第七条 令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までに第二十八条第一項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の養成機関において修業を開始した第二十八条第一項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練促進給付金又は父子家庭高等職業訓練促進給付金を支給する場合における同項及び同条第三項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二十八条第一項中「一年」とあるのは「六月」と、同条第三項第一号中「最後の十二月」とあるのは「最後の十二月（その期間が十二月未満であるときは、当該期間。次号において同じ。）」とする。

2

前項に規定する受給資格者に対して母子家庭高等職業訓練修了支援給付金又は父子家庭高等職業訓練修了支援給付金を支給する場合における第二十九条第二項（第三十一条の九第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第二十九条第二項第一号中「一年」とあるのは「六月」とする。

附 則

この政令は、令和三年四月二十三日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

別紙 「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について」の一部改正新旧対照表

改正後		現 行	
	全文改正 雇 児 発 0930 第 3 号 平 成 26 年 9 月 30 日		全文改正 雇 児 発 0930 第 3 号 平 成 26 年 9 月 30 日
	一部改正 雇 児 発 0410 第 8 号 平 成 27 年 4 月 10 日		一部改正 雇 児 発 0410 第 8 号 平 成 27 年 4 月 10 日
	一部改正 雇 児 発 1209 第 1 号 平 成 27 年 12 月 9 日		一部改正 雇 児 発 1209 第 1 号 平 成 27 年 12 月 9 日
	一部改正 雇 児 発 0331 第 20 号 平 成 28 年 3 月 31 日		一部改正 雇 児 発 0331 第 20 号 平 成 28 年 3 月 31 日
	一部改正 雇 児 発 0329 第 7 号 平 成 29 年 3 月 29 日		一部改正 雇 児 発 0329 第 7 号 平 成 29 年 3 月 29 日
	一部改正 子 発 0330 第 11 号 平 成 30 年 3 月 30 日		一部改正 子 発 0330 第 11 号 平 成 30 年 3 月 30 日
	一部改正 子 発 0803 第 3 号 平 成 30 年 8 月 3 日		一部改正 子 発 0803 第 3 号 平 成 30 年 8 月 3 日
	一部改正 子 発 1115 第 1 号 平 成 30 年 11 月 15 日		一部改正 子 発 1115 第 1 号 平 成 30 年 11 月 15 日
	一部改正 子 発 0517 第 2 号 令 和 元 年 5 月 17 日		一部改正 子 発 0517 第 2 号 令 和 元 年 5 月 17 日
	一部改正 子 発 0809 第 6 号 令 和 元 年 8 月 9 日		一部改正 子 発 0809 第 6 号 令 和 元 年 8 月 9 日
	一部改正 子 発 1205 第 1 号 令 和 元 年 12 月 5 日		一部改正 子 発 1205 第 1 号 令 和 元 年 12 月 5 日
	一部改正 子 発 1225 第 2 号 令 和 2 年 12 月 25 日		一部改正 子 発 1225 第 2 号 令 和 2 年 12 月 25 日
	一部改正 子 発 0215 第 4 号 令 和 3 年 2 月 15 日		一部改正 子 発 0215 第 4 号 令 和 3 年 2 月 15 日
	一部改正 子 発 0329 第 3 号 令 和 3 年 3 月 29 日		一部改正 子 発 0329 第 3 号 令 和 3 年 3 月 29 日
	<u>一部改正 子 発 0416 第 2 号</u> <u>令 和 3 年 4 月 16 日</u>		
都 道 府 県 知 事		都 道 府 県 知 事	

改正後	現 行
各 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について 母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するために実施している「母子家庭等自立支援給付金事業」については、今般の次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等を踏まえ、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」に改称し、次により平成26年10月 1 日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 また、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給等に当たっては、本通知によるほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の定めるところによるものとする。各都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。 なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。 本通知の施行に伴い、平成25年 5 月16日雇児発0516第 7 号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。 第 1 事業の種類 1 自立支援教育訓練給付金事業 2 高等職業訓練促進給付金等事業 第 2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。 1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（別添 1）	各 指 定 都 市 市 長 殿 中 核 市 市 長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略) 母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の実施について 母子家庭の母等は、十分な準備のないまま就業することにより、生計を支えるために十分な収入を得ることが困難な状況にある場合が多いことから、就業支援を柱とした母子家庭等に対する総合的な自立支援策を平成15年度から本格的に展開しているところである。その一環として、母子家庭の母等の就業をより効果的に促進するために実施している「母子家庭等自立支援給付金事業」については、今般の次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律等を踏まえ、「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」に改称し、次により平成26年10月 1 日より適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。 また、母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金の支給等に当たっては、本通知によるほか、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則の定めるところによるものとする。各都道府県知事におかれては、貴管内市（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）及び福祉事務所設置町村に対して、この旨周知されるようお願いする。 なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。 本通知の施行に伴い、平成25年 5 月16日雇児発0516第 7 号本職通知「母子家庭等自立支援給付金事業の実施について」は、廃止する。 第 1 事業の種類 1 自立支援教育訓練給付金事業 2 高等職業訓練促進給付金等事業 第 2 事業の実施 各事業の実施及び運営は、次によること。 1 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（別添 1） 2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（別添 2）

改正後	現 行
2 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（別添2） （別添1） 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 （略）	（別添1） 自立支援教育訓練給付金事業実施要綱 1 事業の目的 母子家庭の母は、母子家庭となる直前において、職に就いていた者ばかりでなく、結婚、出産により離職し、専業主婦等であったために、職業経験が乏しく技能も十分でない者も多く、就職に際し十分な準備がないまま、生活のために職に就かなければならない状況にある。また、父子家庭においても、所得の状況や就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。 そこで、個々の母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。 2 定義 この要綱において、自立支援教育訓練給付金とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第1号に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第1号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金をいう。 3 実施主体 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。 4 対象者 本事業の支給対象者は、母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）であって、次の受給要件の全てを満たす者とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。） (2) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。 5 対象講座 本事業の対象講座は、次の講座とする。

改正後	現 行
	(1) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の規定による一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座 (2) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の規定により、特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「特定一般教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。） (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）及び雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）の規定による専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金（以下「専門実践教育訓練給付金」という。）の指定教育訓練講座及びこれに準じ都道府県等の長が地域の実情に応じて対象とする講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る。） 6 支給額等 自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 受講開始日現在において一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5 (1) 及び(2)の講座を受講する者） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に 100 分の 60 を乗じて得た額（その額が 20 万円を超えるときは、20 万円とし、12 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。） (2) 受講開始日現在において専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができない受給資格者（5 (3)の講座を受講する者） 当該受給資格者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る。）の額に 100 分の 60 を乗じて得た額（その額が修学年数に 20 万円を乗じて得た額を超えるときは、修学年数に 20 万円を乗じて得た額（この場合 80 万円を超えるときは、80 万円）とし、その額が 12 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。） (3) 受講開始日現在において 6 (1) 及び(2)以外の受給資格者 前各号に定める額から同法第 60 条の 2 第 4 項の規定により当該受給資格者が支給を受けた一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金（以下「教育訓練給付金」という。）の額を差し引いた額（その額が 12 千円を超えない場合は訓練給付金の支給は行わないものとする。 なお、平成 31 年 4 月 1 日より前に修了した当該教育訓練に係る訓練給付金については、従前の例による。 7 事前相談の実施 受給要件の審査に際しては、事前に受講を希望する母子家庭の母又は父子家庭の父からの相談に応じるとともに受給要件について把握しておくこと。

改正後	現 行
	事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の希望職種、職業生活の展望等を聴取するとともに、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の職業経験、技能、取得資格等を的確に把握し、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合のみ、受講対象とするなど受講の必要性について十分把握すること。 また、当該ひとり親家庭の親が受講開始時に入学金や受講料を支払うことが困難である場合には、母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得資金等を紹介すること。 8 受給要件の審査、対象講座の指定等に関する手続 (1) 受給要件の審査、対象講座の指定 訓練給付金を受けようとする者は、自らが受講しようとする講座について別紙参考様式1「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書」（以下「受講対象講座指定申請書」という。）を提出し、受講開始前にあらかじめ、教育訓練講座の指定を受けなければならない。 (2) 指定申請時の審査 都道府県等は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに、対象講座の指定の可否の決定をすること。 (3) 教育訓練の講座の指定通知 都道府県等は、この決定を行った場合には、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対象講座の指定を行った場合には、別紙参考様式2「自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書」（以下「受講対象講座指定通知書」という。）により当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知すること。 (4) 受講対象講座指定申請書の添付書類 受講対象講座指定の申請には、次の書類等を添えなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えないこと。 ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙参考様式3「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

改正後	現 行
	(5) 受講対象講座指定申請書の提出期限 訓練給付金を受けようとする者は、受講対象講座指定申請書を受講開始日以前に提出しなければならない。 (6) 受給要件の審査方法 受給要件の審査にあたっては、必要に応じて、有識者や就労関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する審査委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮して判定すること。 (7) 受給要件の審査に係る留意事項 ア 過去に訓練給付金を受給している者の取扱いについて 訓練給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないこととするため、受給要件の審査にあたっては、過去の受給の有無について確認すること。 イ 類似制度による支援を受けている者の取扱いについて 過去に教育訓練給付金を受給した者、高等職業訓練促進給付金を受給した者、求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給した者についても、こうした他制度における受給状況を十分聴取して、本事業の利用が資格取得や適職への就職に真に結びつくと思われる場合は、支給することとして差し支えない。 ウ 教育訓練給付金の受給資格の確認について 訓練給付金の支給を受けようとする者が希望する講座の受講開始日現在において教育訓練給付金の受給資格の有無が不明な場合、事前相談等で職歴を把握した上でなお、確認が必要な場合等には、住所を管轄する公共職業安定所が発行する「教育訓練給付金支給要件回答書」によって確認すること。 (8) 対象講座について 対象とする講座の指定については、本人の意向も踏まえつつ、対象とする講座が当該母子家庭の母又は父子家庭の父が適職に就く観点から適当であるかも含め審査を行うこと。 また、必要に応じて講座の変更を助言するなどの確な支援を行うものとする。 (9) 特に支援が必要と認められる者への取扱いについて 訓練給付金について、当該教育訓練を受講することにより、自立が効果的に図られると認められる場合にのみ、受講対象とするという趣旨を踏まえ、就業経験が乏しい者など、都道府県等において特に支援が必要と認められる者については、事前相談の段階から、母子・父子自立支援プログラム等の支援計画を策定することにより、受給対象者の自立が効果的に図られるよう支援に取り組むこととする。 9 訓練給付金の支給等 (1) 支給申請 ア 訓練給付金の支給を受けようとする者は、対象教育訓練を修了した後に、都道府県等の長に対して、別紙参考様式4「自立支援教育訓練給付金支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出すること。

改正後	現 行
	イ 都道府県等は、支給申請を受けた場合、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定しなければならない。 都道府県等は、この決定を行ったときは、遅滞なくその旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に通知しなければならない。なお、支給決定を行った場合には、支給額を算定し、併せてこれを本人に通知すること。 (2) 支給申請の期限 支給申請は、受講修了日から起算して 30 日以内に行わなければならない。 なお、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から起算して 30 日以内に行わなければならない。 ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。 (3) 支給申請書の添付書類等 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。 ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略させることとして差し支えない。 ア 当該母子家庭の母又は父子家庭の父及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し イ 当該母子家庭の母又は父子家庭の父に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8 月から 10 月までの間に申請する場合を除く。）又は当該母子家庭の母又は父子家庭の父の前年（1 月から 7 月までの間に申請する場合には、前々年の額とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する 70 歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区の区長を含む。）の証明書（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象扶養親族（19 歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙参考様式 3 「16 歳以上 19 歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） ウ 受講対象講座指定通知書 エ 教育訓練施設の長が、その施設の修了認定基準に基づいて、受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書 オ 教育訓練施設の長が、受講者本人が支払った教育訓練経費について発行した領収書 カ 教育訓練給付金が支給されている場合は、その額を証明する書類「教育訓練給付金支給・不支給決定通知書」 (4) 訓練給付金の支給の審査に係る留意事項 受講開始前に教育訓練講座の指定を受けることを原則とするが、指定を受けていない者のうち、受講開始前に受講対象講座指定申請書を提出できない真にやむを得ない事由があり、かつ、受給要件を満たし、受講した教育訓練講座が適職に就く観点から適当と認められる場合には、本要綱 8 に関わらず、教育訓練講座の指定を受けたものとみなして差し支えない。

改正後	現 行
	10 周知・広報等 (1) 都道府県等においては、必要に応じて、本制度について周知・広報を行い、必要な情報提供を行うとともに、母子・父子自立支援員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勸奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。 (2) 本事業の実施には、修了証明書、領収書等の証明を行う教育訓練施設の協力が不可欠であり、本事業について教育訓練施設が必要な情報については、積極的に提供すること。 11 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。 12 経過措置 (1) 平成 29 年 4 月 1 日より新たに訓練給付金の対象となった者についても、受講開始前にあらかじめ、受講対象講座指定申請書を提出し、教育訓練講座の指定を受ける必要がある。雇用保険法第 60 条の 2 第 4 項の規定により一般教育訓練に係る教育訓練給付金の受給資格者で、かつ平成 29 年 4 月 1 日以後に訓練給付金の対象となった者のうち、教育訓練講座の指定を受けていない者は、すみやかに対象講座の指定を受けるものとする。 (2) 受講対象講座指定申請及び支給申請に際して、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第 1 項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第 2 号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第 1 項第 8 号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の子の戸籍謄本及び当該母子家庭の母又は父子家庭の父と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付するものとする。

改正後

現 行

別紙参考様式 1

自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書

平成・令和 年 月 日
都道府県等の長 殿

申 請 者 の 氏 名

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する自立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生（ 歳）
	個人番号		
②住 所	(〒)		電話() -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	<u>平成・令和 年 月 日</u> ～平成・令和 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑥所要費用 (予定)	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない。		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年
			月 日生（ 歳）
	個人番号		
	住所 (別居の場合)		
申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。			
⑩児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		

平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 殿 申請者の氏名

下記の教員の中から受講し、そのうち1名の受講を有力な指導的給付金事業の1名講演者指定と申請する。

下記の教育訓練を受講したいので、私の受講する目立支援教育訓練給付金事業の対象講座の指定を申請します。

①氏名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年
			____月 ____日生 (____歳)
	個人番号		
②住所	(〒 _____)		電話 (_____) _____
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	平成・令和 ____年 ____月 ____日～平成・令和 ____年 ____月 ____日 (受講開始日)		
⑥所要費用(予定)	入学料 _____円、受講料 _____円 合計額 _____円		
⑦公共職業安定所の教育訓練給付金受給資格の有無	受講開始日現在において雇用保険制度の教育訓練給付金の受給資格が ある・ない。		
⑧過去の受給の有無	過去に自立支援教育訓練給付金を受けたことが ある・ない。		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注7参照)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年 ____月 ____日生 (____歳)
	個人番号		
	住所(別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。		
⑩児童扶養手当の受給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) _____ 印		

	改正後
	(注意) 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。） 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。 ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、教育訓練施設に確認をした内容で通知します。 4 所要費用については、標準的な予定される金額であり、受講終了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 5 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。 6 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」に添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。 7 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。 （1）現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。 （2）婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。（(※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。） 8 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

改正後	現 行																												
教別紙参考様式2（略）	教別紙参考様式2 自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書 <table><tr><td>①氏 名</td><td>フリガナ</td><td>生年月日</td><td>昭和・平成・令和 ____年 ____月____日生（ ____歳）</td></tr><tr><td>②住 所</td><td colspan="2">（〒 - ）</td><td>電話（ ） —</td></tr><tr><td>③教育訓練施設の名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>④教育訓練講座の名称</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>⑤教育訓練の期間</td><td colspan="3">平成・令和 ____年 ____月 ____日～平成・令和 ____年 ____月 ____日 （ 受 講 開 始 日 ）</td></tr><tr><td>⑥所要費用（予定）</td><td colspan="3">入学料 円、受講料 円 合計額 円</td></tr><tr><td colspan="4">※</td></tr></table> さきにあなたから提出のありました自立支援教育訓練給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査したところ上記のとおり指定したので通知します。 平成・令和 ____年 ____月 ____日 都道府県等の長 印 （注意） 1 支給の対象となるのは、指定教育訓練の受講について支払う入学料及び受講料（希望により行われる訓練や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下、同じです。） 2 支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額です。 ただし、雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格のない者が一般教育訓練または特定一般教育訓練を受講する場合、限度額は20万円です。 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格のない者が専門実践教育訓練を受講する場合、修学年数に20万円を乗じた額ですが、限度額は80万円です。 雇用保険制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の受給資格のある者については、上記の額から雇用保険法制度の一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金もしくは専門実践教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。 3 所要費用については標準的に予定される金額であり、受講修了後に教育訓練施設より証明された金額に基づき支給額を算定することとなります。 4 受講対象講座の指定後、指定教育訓練の受講を取りやめた場合、受講の途中でやめた場合は、都道府県等にその旨を報告してください。 5 自立支援教育訓練給付金の支給を受けるためには、教育訓練施設より受講修了の証明を受け、受講修了日後に、あらためて「自立支援教育訓練給付金支給申請書」にこの通知を含む添付書類をつけて支給申請手続きを行うことが必要です。	①氏 名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年 ____月____日生（ ____歳）	②住 所	（〒 - ）		電話（ ） —	③教育訓練施設の名称				④教育訓練講座の名称				⑤教育訓練の期間	平成・令和 ____年 ____月 ____日～平成・令和 ____年 ____月 ____日 （ 受 講 開 始 日 ）			⑥所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円 合計額 円			※			
①氏 名	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年 ____月____日生（ ____歳）																										
②住 所	（〒 - ）		電話（ ） —																										
③教育訓練施設の名称																													
④教育訓練講座の名称																													
⑤教育訓練の期間	平成・令和 ____年 ____月 ____日～平成・令和 ____年 ____月 ____日 （ 受 講 開 始 日 ）																												
⑥所要費用（予定）	入学料 円、受講料 円 合計額 円																												
※																													

改正後	現 行																																																																			
別紙参考様式3（略）	教別紙参考様式3 平成・令和 年 月 日 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 都道府県等の長 殿 住所 氏名 私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。 <table><tr><td colspan="7">□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族</td></tr><tr><td rowspan="3">1</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">続柄</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="3">2</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">続柄</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="3">3</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">続柄</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="3">4</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">続柄</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td colspan="3"></td></tr></table> 【添付書類】 ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書 【注意事項】 ・この申立書は自立支援教育訓練給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。 ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。 ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である ② あなたと生計を一にしている ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下 ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない	□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族							1	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日	氏名		個人番号		住所（別居の場合）				2	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日	氏名		個人番号		住所（別居の場合）				3	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日	氏名		個人番号		住所（別居の場合）				4	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日	氏名		個人番号		住所（別居の場合）			
□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族																																																																				
1	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日																																																														
	氏名																																																																			
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																	
2	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日																																																														
	氏名																																																																			
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																	
3	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日																																																														
	氏名																																																																			
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																	
4	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日																																																														
	氏名																																																																			
	個人番号		住所（別居の場合）																																																																	

改正後

	現 行
--	-----

教 別紙参考様式 4

自立支援教育訓練給付金支給申請書

平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申 請 者 の 氏 名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	個人番号		
②住 所	(〒)		電話 () —
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	平成・令和 年 月 日 ～ 平成・令和 年 月 日 (受 講 開 始 日)		
⑥所要費用	入学料 円、受講料 円 合計額 円		
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
⑨申請者と生計を一にする子の氏名等 (注2参照)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)
	個人番号		
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。		
⑩児童扶養手当の受給の証明	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		
(備考)			

自立支援教育訓練給付金支給申請書

平成・令和 年 月 日

都道府県等の長 殿

申請者の氏名

自立支援教育訓練給付金の支給を受けたいので下記により申請します。

①氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年
	個人番号		____月____日生 (____歳)
②住 所	(〒 -)		電話 () -
③教育訓練施設の名称			
④教育訓練講座の名称			
⑤教育訓練の期間	平成・令和 ____年 ____月 ____日 ～ 平成・令和 ____年 ____月 ____日 (受 講 開 始 日)		
⑥所要費用	入学料 ____円、受講料 ____円 合計額____円		
⑦雇用保険法による教育訓練給付金の受給額	円		
⑧希望する支払金融機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他	
	支店名	口座番号	
	口座名義 (フリガナ)		
⑨申請者と生計を一にする 子の氏名等 (注2参照)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 ____年
	個人番号		____月 ____日生 (____歳)
	住所 (別居の場合)		
	申請者の地方税上の扶養親族に該当 する・しない。		
⑩児童扶養手当の受給の 証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印		

改正後	改正後
	(注意) 1 支給申請期間は、受講終了日（専門実践教育訓練給付金の支給を受けることができる受給資格者については、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日）から起算して30日以内です。 2 「⑨申請者と生計を一にする子の氏名等」欄は、次の要件に該当し、かつ、生計を一にする子がいる場合に記載してください。 (1) 現に扶養する20歳未満の児童との関係が、母又は父ではない。 (2) 婚姻(※)によらないで母又は父となり、現に婚姻(※)をしていない。((※)民法（明治29年法律第89号）上の婚姻をいう。) 3 「⑩児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。

改正後	現 行
(別添2) 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 1～4（略）	(別添2) 高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱 1 目的 就業に結びつきやすい資格の取得を目的とする養成機関は、一定期間のカリキュラムを受講する必要があり、母子家庭の経済的自立に効果が高いものであるが、受講に際してその期間中の生活の不安から意欲はあってもそこで足踏みせざるを得ない状況にあることから、受講に際してその期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供することが必要である。また、父子家庭においても、所得の状況や、就業の状況などから母子家庭と同様の困難を抱える家庭がある。 そこで、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し高等職業訓練修了支援給付金を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。 2 給付金の種類 給付金の種類は次のとおりとする。 (1) 高等職業訓練促進給付金（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金をいう。以下「訓練促進給付金」という。） (2) 高等職業訓練修了支援給付金（法第31条第3号に規定する政令で定める母子家庭高等職業訓練修了支援給付金及び父子家庭高等職業訓練修了支援給付金をいう。以下「修了支援給付金」という。） 3 実施主体 実施主体は、都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）とする。 4 対象者 訓練促進給付金の対象者は養成機関において修業を開始した日以後において、また、修了支援給付金の支給対象者は養成機関における修業を開始した日（以下「修業開始日」という

改正後	現 行
5 対象資格 (1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ養成機関において1年以上のカリキュラムの修業が予定されているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。 <u>なお、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には、6月以上のカリキュラムの修業が予定されているもの（雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定講座を受講する場合には、情報関係の資格や講座）から定めることとする。</u> (2) 対象資格の例 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、<u>シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格</u> 等 6 (略)	。）及び当該養成機関におけるカリキュラムを修了した日（以下「修了日」という。）において、次の要件の全てを満たす母子家庭の母又は父子家庭の父（法第6条第1項又は第2項に定める配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。）とする。また、父子家庭の父については、平成25年4月1日以降に修業を開始したものをいう。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。 (1) 児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。） (2) 就職を容易にするために必要な資格として都道府県等の長が定める資格（以下「対象資格」という。）を取得するため、養成機関において1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者等であること。 (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。 5 対象資格 (1) 対象資格は、就職の際に有利となるものであって、かつ<u>法令の定めにより</u>養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することが必要とされているものについて、都道府県等の長が地域の実情に応じて定めることとする。 (2) 対象資格の例 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等 6 支給期間等 (1) 訓練促進給付金 ア 訓練促進給付金の支給期間は、上記5の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。（平成21年6月5日の時点で修業していた、又は平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した母子家庭の母については、修業する期間の全期間とする。また、平成30年度以前に修業を開始し（平成21年6月5日から平成24年3月31日までに修業を開始した者は除く。）、平成31年4月1日時点で修業中の者についても、支給期間を修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間としても差し支えない。） なお、支給期間の決定に当たっては、平成31年4月1日より、取得のために4年

改正後	現 行
7 支給額等 (1) 訓練促進給付金 ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 (ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月 <u>（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）</u>）については、月額14万円。平成24年3月31日までに 修業を開始した者は月額14万1千円）	以上の課程の履修が必要となる資格を目指す者等を対象に支給期間を48月に拡充した趣旨を踏まえて資格取得に必要な期間とするよう留意すること。 イ 訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、通算48月を越えない範囲で支給するものとする。（令和2年度以前に修業を開始し、令和3年4月1日時点で修業中の者についても、通算48月を越えない範囲で支給して差し支えない。） ウ 訓練促進給付金は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。 (2) 修了支援給付金 修了支援給付金の支給は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。 なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合には、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金を支給するものとする。 7 支給額等 (1) 訓練促進給付金 ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 (ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額10万円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月については、月額14万円。平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額14万1千円） (イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5百円（養成機関における課程の修了まで

改正後	現 行
(イ) (ア)に掲げる者以外の者 月額7万5百円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の十二月 <u>（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合において、その期間が12月未満であるときは、当該期間）</u>）については、月額11万5百円） イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。 (2) (略)	の期間の最後の十二月については、月額11万5百円） イ 訓練促進給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。 (2) 修了支援給付金 ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。 (ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 5万円 (イ) (ア)に掲げる者以外の者 2万5千円 イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。
8 事前相談の実施 (1) 養成機関において1年以上 <u>（令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合に、6月以上）</u> のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。 (2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。 (3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。なお、その際には、プライバシーに配慮すること。 (4) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介すること、また、母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介すること。	8 事前相談の実施 (1) 養成機関において1年以上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母又は父子家庭の父を対象として、受給相談会を実施し、受給希望者の事前把握に努めること。 (2) 事前相談においては、当該母子家庭の母又は父子家庭の父の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握し、審査すること。 (3) 本事業は、給付金の支給を行うことにより、生活の経済的負担の軽減を図り、もって資格取得を容易にするものであることから、生活状況について聴取するなど、支給の必要性について十分把握すること。なお、その際には、プライバシーに配慮すること。 (4) 平成28年1月20日以降に養成機関に入学又は卒業する者については、都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体が実施主体である「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業」の入学準備金及び就職準備金について紹介すること、また、母子・父子寡婦福祉資金貸付金の技能習得費等についても紹介すること。
9～14 (略)	9 給付金の支給等 (1) 支給の申請 ア 給付金の支給を受けようとする対象者は、都道府県等の長に対して、別紙参考様

改正後	現 行
	式1「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」（以下「支給申請書」という。）を提出するものとする。なお、訓練促進給付金の支給申請は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、修了支援給付金の支給申請は、修了日を経過した日以後に行うことができるものとする。 イ 支給申請書の提出に際しては、次の書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略して差し支えない。 (ア) 訓練促進給付金 - a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し - b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。） - c 7 (1) ア(ア)に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他 7 (1) ア(ア)に掲げる者に該当することを証明する書類 - d 入校（入所）証明書等 支給申請時に修業している養成機関の長が証明する在籍を証明する書類 (イ) 修了支援給付金 - a 当該対象者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。） - b 当該対象者に係る児童扶養手当証書の写し（当該母子家庭の母又は父子家庭の父が児童扶養手当受給者の場合。ただし、8月から10月までの間に申請する場合を除く。）又は当該対象者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年とする。）の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法に規定する70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族

改正後	現 行
	の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（別紙参考様式2「16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書」）及び当該控除対象扶養親族の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）（修業開始日の属する年の前年（修業開始日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）及び修了日の属する年の前年（修了日の属する月が1月から7月までの場合にあつては、前々年とする。）の状況を証明できるものに限る。） c 対象者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。） d 7(2)ア(7)に掲げる者にあつては、当該対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他7(2)ア(7)に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあつては、前年度とする。）の状況を証明できるものに限る。） e 当該カリキュラムの修了証明書の写し ウ 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。 (2) 支給の決定 都道府県等は、支給申請があつた場合は、当該母子家庭の母又は父子家庭の父が支給要件に該当しているかを審査し、速やかに支給の可否を決定し、遅滞なく、その旨を当該母子家庭の母又は父子家庭の父に対して通知しなければならない。 (3) 支給決定の審査のための委員会の設置 支給決定の審査にあつては、有識者や就業関係の専門家、母子・父子自立支援員等で構成する判定委員会を設置するなど、その緊急性や必要性について考慮し判定すること。 10 修業期間中の受給者の状況の確認等 (1) 修業期間中の在籍状況の確認等 ア 都道府県等は、訓練促進給付金の支給を受けている対象者（以下「受給者」という。）に対し、おおむね四半期ごとに在籍証明書の提出又は出席状況の報告を求めることにより、当該受給者の養成機関の在籍状況等を確認するほか、定期的に修得単位証明書の提出を求めること。 イ 都道府県等は、受給者に対し、アの他、給付金の支給に関して必要と認める報告

改正後	現 行
	等を求めることができること。 (2) 受給資格喪失の届出等 受給者は、母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、当該都道府県等に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者（当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。）に異動があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、14日以内に、都道府県等に届出なければならない。このため、都道府県等は、事前相談や支給決定通知に際しては、その旨周知すること。 11 支給決定の取消 都道府県等の長は、受給者が支給要件に該当しなくなったときは、その支給決定を取り消さなければならない。また、遅滞なく、その旨、当該対象者に通知しなければならない。 12 関係機関等との連携等 資格取得養成機関、就業関係機関、母子・父子自立支援員、母子・父子自立支援プログラム策定員等と密接な連携を図りながら、必要に応じて受講勧奨を行うなど母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援すること。また、制度について広報等を活用して周知を図ること。 また、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業を平成27年度に創設し、実施主体を都道府県、指定都市並びに都道府県又は指定都市が適当と認める民間団体としているところであるが、当該貸付事業については高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者を対象としているので、貸付事業の実施主体や都道府県又は指定都市と連携して、ひとり親家庭が就業を継続できるよう支援を行うこと。 13 国の補助 国は、都道府県等が実施する事業について、別に定めるところにより補助する。 14 経過措置 (1) 訓練促進給付金の支給月額が10万円となる市町村民税が課されない者には、寡婦等のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において同法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定

改正後	現 行
	めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者及び同法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えることとしていた者の平成29年所得から令和元年所得についてなお従前のおりの取扱をした場合に同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者をいう。以下同じ。）を含み、訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者又は当該対象者と同一の世帯に属する者が、寡婦等のみなし適用対象者であるときは、当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者の子の戸籍謄本並びに当該寡婦等のみなし適用対象者及びその者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。 (2) 訓練促進給付金及び修了支援給付金の支給の申請に際しては、当該対象者が、寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者（平成29年所得から令和元年所得において地方税法（昭和25年法律第226号）第23条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する所得割（同項第2号に規定する所得割をいう。）の納税義務者（同項第13号に規定する合計所得金額が125万円を超える者に限る。）及び同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する所得割の納税義務者であり、同法第34条第1項第8号に規定する控除を受ける者をいう。）であるときは、当該対象者の子の戸籍謄本及び当該対象者と生計を一にする子の所得の額を証明する書類等、当該事実を明らかにする書類を添付することとする。

改正後	現 行																																																									
別紙参考様式1（略）	高 別紙参考様式1 高等職業訓練促進給付金等支給申請書 平成・令和 年 月 日 都道府県等の長 殿 申 請 者 の 氏 名 高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けたいので下記により申請します。 ※ いずれかこのをつけること。 <table><tr><td rowspan="3">①氏 名 (個人番号)</td><td>フリガナ</td><td rowspan="3">生年月日</td><td colspan="2" rowspan="3">昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)</td></tr><tr><td></td></tr><tr><td>個人番号</td></tr><tr><td>②住 所</td><td colspan="2">(〒 -)</td><td colspan="2">電話 () —</td></tr><tr><td>③過去の受給の有無</td><td colspan="4">過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが（ある・ない）</td></tr><tr><td colspan="2">④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td rowspan="4">⑤養成機関及び修業内容について</td><td>養成機関名</td><td colspan="3"></td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="2"></td><td>電話 () —</td></tr><tr><td>修業期間</td><td colspan="2">平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日</td><td>養成区分 昼間・夜間</td></tr><tr><td>修業に係る資格</td><td colspan="3">看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()</td></tr><tr><td rowspan="3">⑥希望する 支払金融 機関</td><td>金融機関名</td><td colspan="3">口座の種類 普通・当座・その他</td></tr><tr><td>支店名</td><td colspan="3">口座番号</td></tr><tr><td colspan="4">口座名義（フリガナ）</td></tr><tr><td>⑦児童扶養 手当の受 給の証明 (備考)</td><td colspan="4">上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印 </td></tr></table> (注意) 1 「④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。 2 修業証明書等を添付する場合は、「⑤養成機関及び修業内容について」欄を記載する必要はありません。 3 「⑦児童扶養手当の受給の証明」欄は、都道府県、市及び福祉事務所設置町村の児童扶養手当支給担当者が確認の上、記名押印します。その場合、児童扶養手当証書を添付する必要はありません。	①氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)			個人番号	②住 所	(〒 -)		電話 () —		③過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが（ある・ない）				④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について					⑤養成機関及び修業内容について	養成機関名				住 所			電話 () —	修業期間	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日		養成区分 昼間・夜間	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()			⑥希望する 支払金融 機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他			支店名	口座番号			口座名義（フリガナ）				⑦児童扶養 手当の受 給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印			
①氏 名 (個人番号)	フリガナ		生年月日				昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)																																																			
	個人番号																																																									
②住 所	(〒 -)		電話 () —																																																							
③過去の受給の有無	過去に（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金）を受けたことが（ある・ない）																																																									
④本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について																																																										
⑤養成機関及び修業内容について	養成機関名																																																									
	住 所			電話 () —																																																						
	修業期間	平成・令和 年 月 日～平成・令和 年 月 日		養成区分 昼間・夜間																																																						
	修業に係る資格	看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・その他()																																																								
⑥希望する 支払金融 機関	金融機関名	口座の種類 普通・当座・その他																																																								
	支店名	口座番号																																																								
	口座名義（フリガナ）																																																									
⑦児童扶養 手当の受 給の証明 (備考)	上記申請者は、児童扶養手当を受給していることを証明する。 (担当者氏名) 印																																																									

改正後	現行																																																																																														
(裏 面)	(裏 面)																																																																																														
	<table><tr><td colspan="4">⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)</td></tr><tr><td rowspan="3">1氏 名 (個人番号)</td><td>フリガナ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2">昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">個人番号</td><td colspan="2">続柄</td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="2">(〒 -)</td><td colspan="2">申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当</td></tr><tr><td rowspan="3">2氏 名 (個人番号)</td><td>フリガナ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2">昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">個人番号</td><td colspan="2">続柄</td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="2">(〒 -)</td><td colspan="2">申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当</td></tr><tr><td rowspan="3">3氏 名 (個人番号)</td><td>フリガナ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2">昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">個人番号</td><td colspan="2">続柄</td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="2">(〒 -)</td><td colspan="2">申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当</td></tr><tr><td rowspan="3">4氏 名 (個人番号)</td><td>フリガナ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2">昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">個人番号</td><td colspan="2">続柄</td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="2">(〒 -)</td><td colspan="2">申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当</td></tr><tr><td rowspan="3">5氏 名 (個人番号)</td><td>フリガナ</td><td rowspan="2">生年月日</td><td colspan="2">昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)</td></tr><tr><td></td><td colspan="2"></td></tr><tr><td colspan="2">個人番号</td><td colspan="2">続柄</td></tr><tr><td>住 所</td><td colspan="2">(〒 -)</td><td colspan="2">申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当</td></tr><tr><td colspan="5">(備考)</td></tr></table>	⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)				1氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)					個人番号		続柄		住 所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		2氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)					個人番号		続柄		住 所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		3氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)					個人番号		続柄		住 所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		4氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)					個人番号		続柄		住 所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		5氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)					個人番号		続柄		住 所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当		(備考)				
⑧申請者と同一の世帯に属する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)																																																																																															
1氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)																																																																																												
	個人番号		続柄																																																																																												
住 所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当																																																																																												
2氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)																																																																																												
	個人番号		続柄																																																																																												
住 所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当																																																																																												
3氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)																																																																																												
	個人番号		続柄																																																																																												
住 所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当																																																																																												
4氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)																																																																																												
	個人番号		続柄																																																																																												
住 所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当																																																																																												
5氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生 (歳)																																																																																												
	個人番号		続柄																																																																																												
住 所	(〒 -)		申請者の地方税上の扶養親族に 該当・非該当																																																																																												
(備考)																																																																																															

改正後	現行													
別紙参考様式2（略）	別紙参考様式2 平成・令和 年 月 日 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書 都道府県等の長 殿 住所 氏名 私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。 □16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族 <table><tr><td rowspan="3">1</td><td>フリガナ</td><td></td><td rowspan="2">続柄</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">生年月日</td><td rowspan="2">平成・令和 年 月 日</td></tr><tr><td>氏名</td><td></td></tr><tr><td>個人番号</td><td></td><td>住所（別居の場合）</td><td></td></tr></table> 2 フリガナ 氏名 個人番号 続柄 生年月日 平成・令和 年 月 日 住所（別居の場合） 3 フリガナ 氏名 個人番号 続柄 生年月日 平成・令和 年 月 日 住所（別居の場合） 4 フリガナ 氏名 個人番号 続柄 生年月日 平成・令和 年 月 日 住所（別居の場合） 【添付書類】 ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書 【注意事項】 ・この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。 ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。 ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である ② あなたと生計を一にしている ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が38万円以下 ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない	1	フリガナ		続柄		生年月日	平成・令和 年 月 日	氏名		個人番号		住所（別居の場合）	
1	フリガナ			続柄						生年月日	平成・令和 年 月 日			
	氏名													
	個人番号		住所（別居の場合）											

高等職業訓練促進給付金の対象資格の範囲

別添 7

高等職業訓練促進給付金の対象資格は、下表の赤枠内の資格のうち6ヶ月以上の訓練が予定されるもののほか、都道府県等の長が地域の実情に応じて定める。

	一般教育訓練	特定一般教育訓練	専門実践教育訓練
輸送・機械運転関係の資格や講座		大型自動車第一種・第二種免許 中型自動車第一種・第二種免許 大型特殊自動車免許 準中型自動車第一種免許 普通自動車第二種免許、けん引免許 玉掛け・フォークリフト運転・高所作業車運転・ 小型移動式クレーン運転・床上操作式クレーン運転・ 車両系建設機械運転技能講習 移動式クレーン運転士免許 クレーン・デリック運転士免許	—
情報関係の資格や講座	Webクリエイター能力認定試験 Microsoft Office Specialist2010、2013、2016 CAD利用技術者試験、建築CAD検定 Photoshopクリエイター能力認定試験 Illustratorクリエイター能力認定試験 VBAエキスパート Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル1の資格	Oracle認定資格・LPICなどでITSSレベル2の資格	シスコ技術者認定などでITSSレベル3以上の資格 第四次産業革命スキル習得講座 (新技術・システム(クラウド、IoT、AI、データサイエンス)、 高度技術(ネットワーク、セキュリティ)など)
専門的サービス関係の資格や講座		社会保険労務士、税理士 行政書士、司法書士、弁理士、通関士 ファイナンシャルプランニング技能検定	キャリアコンサルタント
事務関係の資格や講座		介護職員初任者研修 介護支援専門員実務研修等 特定行為研修、喀痰吸引等研修 福祉用具専門相談員、登録販売者試験	—
医療・社会福祉・保健衛生関係の資格や講座		—	看護師、准看護師、助産師、保健師 介護福祉士(実務者養成研修含む) 美容師、理容師、保育士、栄養士 歯科衛生士、歯科技工士、社会福祉士 柔道整復師、精神保健福祉士 はり師、あん摩マッサージ指圧師 臨床工学技士、言語聴覚士 理学療法士、作業療法士、視能訓練士
営業・販売関係の資格や講座		宅地建物取引士資格試験	調理師
製造関係の資格や講座		—	製菓衛生師
技術・農業関係の資格や講座		自動車整備士、電気主任技術者試験	測量士補
その他、大学・専門学校等の講座			職業実践専門課程(商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、 デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・ 家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、 農業など) 専門職学位課程(ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院 など) 職業実践力育成プログラム(保健、社会科学、工学・工業な ど)

【令和3年度予算：158億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）】

目 的

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借り上げに必要となる資金の貸付制度を創設することにより、就労又はより稼働所得の高い就労、子どもの高等教育の確保などに繋げ、自立の促進を図ることを目的とする。

対 象 者

児童扶養手当受給者（同等の水準の者を含む）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者

貸 付 額 等

貸付額：原則12か月に限り、入居している住宅の家賃の実費（上限4万円）を貸付

償還期限：都道府県知事等が定める期間

利 息：無利子

償 還 免 除 ・ 猶 予

償還免除：1年以内に母子・父子自立支援プログラムで定めた目標に合致した就職をし、就労を1年間継続したとき

死亡又は障害により償還することができなくなったとき（全部又は一部）

長期間所在不明で返還が困難と認められる場合であって履行期限到達後に返還を請求した最初の日から5年経過

償還猶予：災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、その事由が継続する期間

実施主体・補助率

○実施主体が都道府県又は指定都市の場合：9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）

○実施主体が都道府県又は指定都市が適当と認める民間法人の場合：定額（9／10相当）

※ 都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担（特別交付税措置）

スキルアップのために職業訓練を受講するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金のご案内

4月から対象期間・訓練を拡充しています

見直し前

1年以上の訓練等

看護師、保育士等
の国家資格

緩和

拡充

見直し後

6月以上の訓練等

デジタル分野等の
民間資格^{※1}も対象に

※1 シスコシステムズ認定資格（CCNP等）
LPI認定資格（LPIC等）等

支給内容などはこちら

対象者

訓練開始日以降、次のいずれにも該当するひとり親の方

①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方

②養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得等が見込まれる方

支給内容

訓練期間中、月額**10万円**（住民税課税世帯は月額70,500円）

※修学の最終年限1年間に限り支給額を**4万円**加算

対象訓練

就職の際に有利となる資格^{※2}で、養成機関において6月以上修業するもの

（例）看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、
製菓衛生師等の国家資格や、**デジタル分野等の民間資格**

※2 教育訓練給付（裏面参照）の対象講座（一部除く）

詳しい情報はこちらから <https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>



お問い合わせはこちら

〇〇市〇〇〇〇課

〇〇市役所〇階（開庁時間 平日〇時～〇時）

電話・メール相談も受け付けています

TEL : 00-0000-0000（受付時間 平日〇時～〇時）

FAX : 00-0000-0000

E-mail : aaaaa@bbbbbb.jp

フロアマップ

他にもさまざまな支援をご活用いただけます

貸付

就職活動中の住まいでお悩みの方

償還免除付のひとり親家庭住宅支援資金貸付

自立に向け意欲的に取り組む、児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などに、
月上限 **4万円×12か月**を貸付けます。1年就労継続なら**一括償還免除**になります。

■詳細はお住まいの都道府県（指定都市の方は市役所）までお問い合わせください。

職業訓練

スキルアップを目指す方

公共職業訓練

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給されている方が、**受講費無料**で受講できる職業訓練です。

求職者支援制度

ハローワークをご利用の方で、主に雇用保険を受給できない方が、**受講料無料**、かつ、要件を満たせば**月10万円の給付金**^{※3}を受給しながら受講できる職業訓練です。

※3 給付金の支給要件の緩和の特例措置（令和3年9月30日まで）を導入

全てのハローワークに、職業訓練の受講を検討している方などの相談・就職支援を行う
「コロナ対応ステップアップ相談窓口」を設置しています。

■詳細は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

受講費支援

訓練を受講される方

教育訓練給付

在職中の方、または、原則、離職後1年以内の方で、雇用保険の被保険者期間が3年以上（初めて教育訓練給付を受給する場合は、専門実践教育訓練であれば2年以上、それ以外の訓練であれば1年以上）の方が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講する場合に支給します。

■詳細は最寄りのハローワークまでお問い合わせください。

自立支援教育訓練給付金

児童扶養手当受給者または同等の所得水準にある方が、主に教育訓練給付の対象となる教育訓練を受講する場合に支給します。

■詳細はお住まいの都道府県・市区町村までお問い合わせください。